

2021年4月14日

各 位

東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号
株式会社 TOKYO BASE
代表取締役 谷 正人
(コード番号: 3415 東証一部)
問合せ先 取締役 CFO 中水 英紀
電話番号 03-6712-6842

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、本店移転および決算期（事業年度の末日）の変更に伴う「定款一部変更の件」を2021年5月26日に開催予定の第13期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本社移転について

(1) 移転理由及び変更内容

当社は今後の事業拡大への対応および業務効率化を図るため、本店を東京都港区内に移転することといたします。

(2) 移転先

東京都港区南青山三丁目11番13号 新青山東急ビル

(3) 移転時期

2021年11月（予定）

(4) 今後の見通し

本件による当社の2022年1月期連結業績に与える影響は軽微であります。

2. 決算期の変更について

(1) 変更の理由

当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとしておりますが、事業の特性上、春夏シーズン・秋冬シーズンという事業運営サイクルと決算期を一致させることが合理的であると判断し、事業年度を毎年2月1日から翌年1月末日までに変更いたします。

(2) 変更の内容

現 在：毎年2月末日

変更後：毎年1月末日

決算期変更の経過期間となる第14期事業年度は2021年3月1日から2022年1月31日までの11ヵ月間となる予定です。

(3) 今後の見通し

本日開示いたしました決算短信をご覧ください。

3. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

- ① 本社移転に伴い、現行定款の第3条(本店の所在地)の規定の一部を変更するものであります。また、2022年に開催を予定する第14回定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとして、その旨の附則を設けるとともに、その効力発生日経過後に当該附則を削除するものいたします。
- ② 決算期(事業年度の末日)の変更に伴い、現行定款の第12条(基準日)、第41条(事業年度)、第42条(期末配当金)および第43条(中間配当金)の規定の一部を変更するものであります。また、事業年度の変更に伴う経過措置及びその他の変更事項に関する経過措置として附則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	2021年5月26日(予定)
定款変更の効力発生日	2021年5月26日(予定)

以 上

(別紙)

(下線部分が変更箇所です。)

現 行 定 款	変 更 案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>渋谷区</u> に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>港区</u> に置く。
(基準日) 第12条 当社は、毎年 <u>2月</u> 末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ② (条文省略)	(基準日) 第12条 当社は、毎年 <u>1月</u> 末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ② (現行どおり)
(事業年度) 第41条 当社の事業年度は、毎年 <u>3月</u> 1日から翌年 <u>2月</u> 末日までとする。	(事業年度) 第41条 当社の事業年度は、毎年 <u>2月</u> 1日から翌年 <u>1月</u> 末日までとする。
(期末配当金) 第42条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 <u>2月</u> 末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行う。	(期末配当金) 第42条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 <u>1月</u> 末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行う。
(中間配当金) 第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>8月</u> 31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。	(中間配当金) 第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>7月</u> 31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。
(附 則) (新設)	(附 則) <u>第3条 第3条の変更は2022年に開催を予定する第14回定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本条は効力発生日経過後、これを削除する。</u>
(新設)	<u>第4条 第41条にかかわらず、第14期事業年度は、2021年3月1日から2022年1月31日までの11ヵ月間とする。</u>
(新設)	<u>第5条 第43条にかかわらず、第14期事業年度の中間配当を行う場合の基準日は、2021年8月31日とする。</u>
(新設)	<u>第6条 前2条および本条は、2022年1月31日まで有効であり、同日の経過をもって削除する。</u>